

## 第七十五号議案

### 仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

令和五年二月十日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「この条」の下に「並びに附則第三項及び第四項」を加える。

第七条第三項中「第十三条第一項ただし書」を「第十三条第二項」に改める。

第十三条第一項ただし書及び同条第二項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、園児の保育に直接従事する者については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。附則に次の見出し及び二項を加える。

（認定こども園の職員に係る特例）

3 第六条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格又は国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格又は国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 前項の規定により第六条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格又は国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者について看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、第五条第三項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の

一を超えてはならない。

## 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正を考慮し幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園は保育に支障がない場合は保育室等及び園児の保育に直接従事する者の一部を他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるとする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。